

新入生は685人

4月6日に市内小学校全13校で、
4月9日に中学校全7校で入学式が

行われました。
今年度の新入生は小学生302人、中学生383人となり、それぞれ新たな希望を胸に新生活をスタートさせました。

＊ 中 学 校 ＊

学校名	男	女	計
大 宮	68	59	127
第 一	21	20	41
第 二	38	33	71
山 方	29	24	53
美 和	16	10	26
緒 川	18	17	35
御前山	17	13	30
合 計	207	176	383



＊ 小 学 校 ＊

学校名	男	女	計
村 田	10	15	25
大 場	1	3	4
上 野	18	15	33
大 宮	21	17	38
大 賀	7	5	12
大宮北	9	13	22
世 喜	4	7	11
大宮西	35	31	66
山 方	7	13	20
山方南	9	8	17
美 和	9	5	14
緒 川	8	6	14
御前山	10	16	26
合 計	148	154	302

善意をありがとう

敬称略

《教育委員会へ》



茨城みどり農協
(組合長 柏 盛幸)
教材の寄付



常陽銀行
防犯プザーの寄付

《常陸大宮市へ》



一般財団法人常陸大宮市体育協会
設立記念事業実行委員会
28,417円

《奨学基金へ》



国際交流ボランティアばらの会
(会長 松本 とみ子)
30,000円



▲左から後藤さん、三次さん、石川さん、田澤さん

新しい選挙管理委員会委員が
就任しました

前委員の任期満了に伴い、平成24年第1回常陸大宮市議会定例会において次の方々が選出され、3月31日に就任しました。任期は平成28年3月30日までです。

- 委員長 石川 博保さん (長倉)
- 委員長代理 三次 克巳さん (西野内)
- 委員 後藤 つや子さん (小祝)
- 委員 田澤 佳治さん (大岩)

美和幼稚園が完成しました



昨年8月から工事が進められてきた美和幼稚園の新しい園舎が、美和保育所隣に完成し、4月10日から新たな生活が始まりました。完成した園舎は木造平屋建てで、木の温もりが感じられる園舎となっています。教室は、日光がよく差し込むように八角の形をしていて、また、園児から親しまれるような鮮やかな色味を多用しているので、とても明るい雰囲気建物となっています。

環境にやさしいまち
常陸大宮を目指して

4月20日から、市では公用車の軽油の代替えとして、バイオディーゼル燃料(BDE)の使用を開始しました。この燃料は、市内の給食センターや家庭から排出される廃食用油を精製したものです。一年間、すぐ対応課の2トントラック一台で試験的に使用し、他の公用車への導入も検討していく予定です。※バイオディーゼル燃料の導入は、温室効果ガスが削減されることから、地球温暖化対策として期待されています。

さくら祭り開催

4月29日、緒川地域のやすらぎの里公園でさくら祭りが開催され、和太鼓の演奏やよさこい演舞、歌謡ショーなど様々なイベントが行われました。

公園内にはしだれ桜や八重桜が咲き誇り、訪れた多くの人々の心を癒していました。



▲天気に恵まれ、たくさんの方が来場

▶「弥七太鼓」の演奏



▲バイオディーゼル燃料を燃料タンクに入れる三次市長

スポーツ大会結果

第2回常陸大宮市近郊中学校ソフトテニス大会

開催日：3月18日
主催：常陸大宮市教育委員会
一般財団法人常陸大宮市体育協会
会場：家和楽運動公園テニスコート（男子）
西部総合公園テニスコート（女子）
参加チーム：男子8チーム、女子12チーム

男子の部

優勝 那珂市立第一中学校
準優勝 那珂市立第四中学校
第3位 東海村立東海中学校



女子の部

優勝 常陸大宮市立緒川中学校
東海村立東海南中学校
第3位 常陸大宮市立第二中学校
那珂市立第四中学校

※女子の部決勝戦は、悪天候による無効試合のため両校優勝



いっしょにまちづくり



岩崎直売所 代表
小泉 義文さん

直売所がつなぐ地域の輪

岩崎直売所は小さな直売所ですが、平均年齢70歳を超える会員が皆いきいきと働いています。直売所という共通の場所を持つことで、共通の話題ができ、仲間同士の絆が生まれ、私たちの生きがいや働きがいになり、病気もどこかに飛んでいってしまいます。

昨年は年2回行っている直売所イベントの際、茨城大学の学生さんに参加していただき、若いパワーをもらおうと同時に、若人の考えやアイデアを聞くことができました。

今後は厳しい農業環境のなか、営農組合により零細な農家をいかに手助けして、岩崎地域の耕作放棄地の増加を防ぐかが課題です。また、後継者不足も深刻な問題です。

これから農業を志そうという若い後継者や定年帰農者の皆さん、私たちと一緒に考え行動してみませんか。

知って得する 消費者情報③

消費者契約の基礎知識

契約とは消費者と業者との間で、片方の「申し込み」に対して、もう片方が「承諾」し、合意した場合にできる「法的な責任が生じる約束事」を意味します。

お互いの合意があれば、契約書を交わさなくても契約は成立します。

つまり、電話でも口約束でも契約は成立してしまいます。いったん契約をすると、特別な場合を除いて一方的に解約することはできません。契約をする前に慎重に考えましょう。

トラブルにあわないための注意点

- ① その場で契約せずに、本当に必要かどうかを、もう一度考えましょう。
- ② 高額な契約は家族や友人に相談しましょう。
- ③ うまい話、もうけ話には注意しましょう。
- ④ 契約書の内容をよく確認し、商品やサービスの内容、支払総額など自分の収入と比較して考えましょう。
- ⑤ 口約束はトラブルのもとです。必ず契約書を書いてもらいましょう。



困った時は消費生活センターにご相談ください。

- 茨城県消費生活センター ☎029-225-6445
- 常陸大宮市消費生活センター ☎52-2185（直通）（本庁商工観光課内）